



鹿労発基 0716 第 1 号
令和 7 年 7 月 16 日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 川口 俊一 殿

鹿児島労働局長
永野 和則 

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、鹿児島県最低賃金（昭和 55 年鹿児島労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

鹿児島労働基準局最低賃金公示第 3 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 16 条の 3 の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和 54 年鹿児島労働基準局最低賃金公示第 4 号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公示する。

昭和 55 年 9 月 16 日

鹿児島労働基準局長 五味巨摩雄

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域 鹿児島県の区域
- 2 適用する労働者 前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者 前号の労働者を使用する使用者
- 4 第 2 号の労働者に係る最低賃金額 1 日 2,541 円（賃金の大部分が時間によって定められている者については、1 時間 318 円）
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（昭和 55 年 9 月 16 日（火） 官報 第 16097 号より抜粋）

最低賃金の改正決定に関する公示

鹿児島労働局最低賃金公示第 1 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 1377 号）第 16 条の 3 の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和 55 年鹿児島労働基準局最低賃金公示第 3 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公示する。

平成 14 年 8 月 30 日

鹿児島労働局長 荒川 輝雄

第 4 号中「1 日 4,830 円（賃金の大部分が時間によって定められている者については、1 時間 604 円）」を「1 時間 605 円」に改める。

附 則

この決定は、平成 14 年 10 月 1 日から効力を生ずる。